

前橋市建築基準法関係手数料条例新旧対照表(第1条関係)

改正案		現 行	
(建築物に関する確認申請手数料等の額)		(建築物に関する確認申請手数料等の額)	
第2条 省略		第2条 省略	
2 省略		2 省略	
3 法第6条第1項の規定により確認を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、第1項の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。		3 法第6条第1項の規定により確認を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、第1項の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。	
(1)～(2) 省略		(1)～(2) 省略	
(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料等の額)		(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料等の額)	
第3条 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定により確認を申請する者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。		第3条 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定により確認を申請する者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。	
(1)～(2) 省略		(1)～(2) 省略	
2 省略		2 省略	
(建築物に関する完了検査申請手数料等の額)		(建築物に関する完了検査申請手数料等の額)	
第4条 省略		第4条 省略	
2～3 省略		2～3 省略	
4 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、第1項の手数料のほか、当該昇降機1基につき、手数料として1万8,000円(小荷物専用昇降機については、1万4,000円)を納付しなければならない。		4 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、第1項の手数料のほか、当該昇降機1基につき、手数料として1万8,000円(小荷物専用昇降機については、1万4,000円)を納付しなければならない。	
(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料等の額)		(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料等の額)	
第5条 法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。		第5条 法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。	
(1)～(2) 省略		(1)～(2) 省略	
(許可等申請手数料の額)		(許可等申請手数料の額)	
第6条 次の表に掲げる者(前橋市を除く。)は、同表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。		第6条 次の表に掲げる者(前橋市を除く。)は、同表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。	
区分	金額	区分	金額
(1) 法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び第18条第24項第1号又は第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定を申請する者	12万円	(1) 法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び第18条第24項第1号又は第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定を申請する者	12万円

(1)の2～(9) 省略	
(10) 省略	
(10)の2 法第53条第5項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可を申請する者	3万3,000円
(10)の3 法第53条第6項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可を申請する者	3万3,000円
(11)～(33) 省略	
(34) 法第87条の2第1項の規定による二以上の工事の全体計画に関する認定を申請する者	2万7,000円
(35) 法第87条の3第5項の規定による興行場等の使用の許可を申請する者	12万円
(36) 法第87条の3第6項の規定による特別興行場等の使用の許可を申請する者	12万円

(1)の2～(9) 省略	
(9)の2 省略	
(10) 法第53条第5項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可を申請する者	3万3,000円
(11)～(33) 省略	

前橋市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現 行
(手数料の額) 第2条 省略 第3条 低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする者は、法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合は、前条第1項(同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしたならば前橋市建築基準法関係手数料条例(平成12年前橋市条例第29号)の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。	(手数料の額) 第2条 省略 第3条 低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする者は、法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合は、前条第1項(同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしたならば前橋市建築基準法関係手数料条例(平成12年前橋市条例第29号)の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現 行
(消費性能向上計画認定手数料の額) 第2条 省略 2 省略 3 消費性能向上計画の認定の申請をする者であつて、法第30条第2項の規定による申出を行うものは、第1項(前項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6	(消費性能向上計画認定手数料の額) 第2条 省略 2 省略 3 消費性能向上計画の認定の申請をする者であつて、法第30条第2項の規定による申出を行うものは、第1項(前項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6

<p>条第1項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしたならば前橋市建築基準法関係手数料条例(平成12年前橋市条例第29号)の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。</p>	<p>条第1項(同法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしたならば前橋市建築基準法関係手数料条例(平成12年前橋市条例第29号)の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

前橋市特別業務地区建築条例新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
<p>(建築審査会) 第4条 法第48条第15項から第17項までの規定は、第3条ただし書の規定による許可をする場合に準用する。</p>	<p>(建築審査会) 第4条 法第48条第14項及び第15項の規定は、第3条ただし書の規定による許可をする場合に準用する。</p>